

新型コロナウイルスワクチン 5歳～11歳（小児）の接種について

5歳から11歳のワクチン接種について

5歳から11歳の新型コロナワクチン接種に用いるワクチンとして、ファイザー社のワクチンが令和4年1月21日に特例承認されました。

また、令和4年9月2日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて、オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえた議論がされ、令和4年9月6日より、小児への接種に努力義務を適用することとなりました。同時に、3回目接種を特例臨時接種に位置付け、1・2回目接種とともに努力義務が適用されました。

[新型コロナワクチンQ&A「今回のワクチン接種の努力義務とは何ですか」【厚生労働省】（外部サイト）](#)

[新型コロナワクチンQ&A「なぜ小児の接種に努力義務が適用されるようになったのですか」【厚生労働省】（外部サイト）](#)

概要（1、2回目接種）

1. 対象者：5歳から11歳の方
2. 接種回数・接種間隔：3週間の間隔において2回接種
3. ワクチンの種類：ファイザー社製小児用ワクチン
4. 用法・用量：1回あたり、0.2mlを筋肉注射

※小児用ワクチンでは、1回目接種時の年齢に基づいて判断します。1回目の接種時に11歳だったお子さまが、2回目の接種時まで12歳の誕生日を迎えた場合、2回目接種にも小児用ワクチンを使用します。

[新型コロナワクチン接種についてお知らせ（5～11歳のお子様と保護者の方へ）【厚生労働省】](#)

概要（3回目接種）

1. 対象者：2回目接種を完了した5歳から11歳の方
2. 接種回数・接種間隔：2回目接種完了から5か月以上経過後に1回接種
3. ワクチンの種類：ファイザー社製小児用ワクチン
4. 用法・用量：1回あたり、0.2mlを筋肉注射

※2回目接種完了後に12歳の誕生日を迎えた場合、3回目接種は12歳以上用のワクチン（オミクロン株対応ワクチン）を使用します。

[3回目接種のお知らせ【厚生労働省】（外部リンク）](#)

[3回目接種を受けたお子様と保護者の方へ【厚生労働省】（外部リンク）](#)

接種が受けられる時期

令和4年3月31日まで

接種券の郵送

- 1、2回目接種券は、希望する方へ発送いたします。9/26に対象者の方へ案内文を送付済です。
3回目接種券は、接種時期が近付いた方から順に発送いたします。

接種場所及び接種日時

◎ 1、2回目接種の予約は電話受付のみ

町コールセンター ☎098-943-8931（平日9時～17時）

◎ 3回目接種の予約は、町公式LINEからも受け付けています。

令和5年1月～3月の接種場所・日時は以下のとおりです。

接種場所：あおぞら小児科（10名／日）

接種日時：1/14（土）、2/4（土）、2/18（土）、2/25（土）、3/11（土）、3/18（土）

予約時間は、上記すべて11時または11時15分となります。

※キャンセル待ちを希望する場合は、町公式LINEより登録できます。

※町外の医療機関でも予約可能です。

小児接種の広域化

5歳～11歳の小児の接種について、一部の他市町村の医療機関や集団接種会場で接種ができます。接種を希望される方は、接種場所及び予約方法が記載された用紙を接種券に同封しますので、そちらをご覧ください。予約をお願いいたします。

※接種場所及び予約方法については、下記リンクからもご確認いただけます。

[5～11歳の子どもへの接種（小児接種）について【沖縄県】（外部サイト）](#)

【与那原町以外の市町村にお住まいの方へ】

与那原町内の医療機関での接種は、与那原町コールセンター（098-943-8931）で予約を受け付けています（予約枠には限りがあります）。

小児用ワクチンの効果・安全性

ファイザー社製の小児用ワクチンを使用します。以下をクリックしてご確認ください。

[ファイザー社の新型コロナワクチンについて【厚生労働省】（外部リンク）](#)

[5～11歳小児への新型コロナワクチン接種に対する考え方【日本小児科学会】（外部リンク）](#)

[小児の基礎疾患の考え方および接種にあたり考慮すべき小児の基礎疾患等【日本小児科学会】（外部リンク）](#)

[新型コロナワクチンの有効期限の取扱いについて【厚生労働省】（外部リンク）](#)

接種費用

接種費用は無料です。

接種を受ける前に＜保護者の方へ＞

ワクチン接種は任意であり、強制ではありません。

お子さまへの接種には保護者の同意が必要となりますが、「小児ワクチンの効果・安全性」にある資料を必ずお読みいただき、接種するメリット（期待できること）とデメリット（不安なこと）を考慮の上、ご家族でよく話し合ってお検討下さい。

接種後に副反応が出た場合の健康被害救済制度

ワクチン接種では、一般的に副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンについても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。なお、救済制度の内容については[こちら【厚生労働省】（外部サイト）](#)をご覧ください。

◎関連サイト

[新型コロナワクチンについてのQ&A（小児接種5歳～11歳）【厚生労働省】（外部サイト）](#)

[新型コロナワクチンについて【首相官邸】（外部サイト）](#)